

6 申告・納入に関すること

1 連泊する宿泊者に対して、日付毎の人数を出すのが煩雑なので、連泊の方は、チェックインの日付で人数カウントをしてもよいか。

A 連泊の場合の宿泊数については、宿泊日ごとに計上していただきますようお願いいたします。

2 売り掛けの場合の宿泊税の納入は、入金された月の翌月となるのか、宿泊した月の翌月となるのか。宿泊日を基準にするのか、支払日を基準にするのか。

A 宿泊税は、宿泊客が宿泊した日を基準として申告納入を行っていただきますようお願いいたします。

3 宿泊税の特例の対象について、2019年4月～6月は特例の対象であっても、毎月支払うのか。

A 経過措置期間における申告又は納入の期限の特例については、最短で7月宿泊分（8月申告分）から申請が可能となりますので、承認を受ける前までの宿泊分の申告及び納入については、月ごとに行っていただく必要があります。

例えば、7月10日に申請し、同月20日に承認となった場合は、最短の7月宿泊分（8月申告分）から特例が適用されますので、4月から6月までの宿泊に係る申告及び納入は、毎月行っていただくこととなります。また、7月25日に申請し、8月10日に承認となった場合は、8月宿泊分（9月申告分）から特例が適用されますので、4月から7月までの宿泊に係る申告及び納入を毎月行っていただくこととなります。

4 宿泊日は、どの日付を基準に考えればよいか。

A 宿泊日は、チェックインの日付が基準となります。ただし、レイトチェックインの場合等は、契約上の宿泊日とするなど、宿泊施設において、宿泊日として取り扱う日を宿泊日としていただいても構いません。

5 事業者に徴収するためにクレジットを求めてまで指導するならば、納入についてもクレジットで支払いができるようにすべきでは？

A 宿泊税については、宿泊料金と合わせて事前に徴収いただくなど、宿泊事業者の徴収のしやすい方法でご対応いただきますようお願いいたします。

なお、現在、宿泊税を含め、金沢市税においてクレジットカードでの納付（納入）はできませんが、納税者の利便性の向上のため、クレジットカード納付（納入）を含めた納税環境のあり方について、検討してまいります。

6 チェックイン時に精算しているのに、末日から初日にまたがる時、人数のカウントは末日でよいか。

A 一般的には、チェックインの日が宿泊日として取り扱われていると思いますが、そうでない場合は、宿泊施設の取扱いによりご判断いただきますようお願いいたします。

なお、宿泊数は、宿泊日ごとに計上していただくこととしていますので、事前精算の場合における連泊時の宿泊数についても、宿泊日ごとに計上していただきますようお願いいたします。

7 納入申告書と宿泊税月計表は、Excel等の指定フォーマットに入力して、メールで提出することは可能か。

A 納入申告書及び宿泊税月計表については、紙媒体での提出をお願いいたします。

なお、納入申告書については、納入書と合わせて本市よりお送りするほか、宿泊税月計表と合わせて、様式データをホームページに掲載する予定としておりますので、ご活用ください。

8 宿泊税特別徴収事務の手引16ページに「12月の申告及び納入の期限は、法令等に基づき、・・翌年1月4日として取り扱います。」とありますが、これは、11月宿泊分における申告のことを指すのか。それとも、12月宿泊分における申告のことを指すのか。

A 手引16ページ記載のご指摘の箇所については、11月宿泊分における12月申告及び納入の期限を説明したものとなります。宿泊税の申告及び納入の期限は、原則として翌月の末日であり、11月宿泊分における申告及び納入の期限は、12月の末日とい

うこととなりますが、法令等に基づき、当該期限を翌年1月4日として取り扱うものです。

9 特別徴収義務者登録申請書と異なる印を申告書に押印することは可能か。

A 内容によっては、特別徴収義務者の個別指定や納税管理人の申告が必要となる場合があることから、個別の理由を伺った上で対応いたしますので、税務課までお問い合わせください。

10 帳簿の保管について、現在エクセルを使用して帳簿を作成しているのですが、このデータを印刷し、紙媒体で保管することは可能か。

A 紙媒体で保管することは可能です。

なお、帳簿の備付けや書類の保存の電子化は、希望される方のみが対象となります。

11 チェックイン時に精算しているのに、末日から初日にまたがる時、人数のカウントは末日でよいか。

A 一般的には、チェックインの日が宿泊日として取り扱われていると思いますが、そうでない場合は、宿泊施設の取扱いによりご判断いただきますようお願いいたします。

なお、宿泊数は、宿泊日ごとに計上していただくこととしていますので、事前精算の場合における連泊時の宿泊数についても、宿泊日ごとに計上していただきますようお願いいたします。

12 なぜ、帳簿を全て電子化する必要があるのか。

A 宿泊税条例の規定により、帳簿の備付けとその帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領をした書類を保存していただく必要がありますが、帳簿等の電子化は必須ではなく、紙媒体の帳簿等で差し支えありません。

国税等で既に電磁的記録（電子データ）による保存を行っており、宿泊税でも同様の保存方法を希望する場合には、帳簿書類の電子化（保存）も可能です。別途申請が必要となりますので、税務課までお問い合わせください。

13 宿泊税のために、国税のようにホテルの経営情報等を全て開示しなければいけないのか。

A 宿泊税条例の規定により帳簿に記載いただく事項は、宿泊年月日、宿泊料金（宿泊に伴う売上げとして、通常、帳簿等に記載されている額）及び宿泊者数と宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額です。

また、保存いただく書類としては、宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額の記載があるものです。

したがって、宿泊税の申告や納入が適正に行われているかを確認できる内容の保存等をお願いするものです。

14 宿泊者数を毎月末日で計算して翌月末日納入とあるが、締めの関係で、20日締、翌月末日納入とすることは可能か。

A 各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、翌月の末日までに申告及び納入を行っていただきますようお願いいたします。

また、申請により申告及び納入の期限の特例が適用された場合についても、対象期間における各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、6月、9月、12月及び3月の末日までに、それぞれ申告及び納入を行っていただきますようお願いいたします。

15 電子申告は可能か。

A 電子申告については、金沢市では対応しておりませんので、紙媒体での申告をお願いいたします。

なお、納入申告書については、納入書と合わせて本市よりお送りするほか、宿泊税月計表と合わせて、様式データをホームページに掲載していますので、ご活用ください。

16 1 か月ごとに納入するのは負担になるので、まとめて納入できるようにしてほしい。

A 宿泊税の申告納入は原則として毎月としていますが、一定の要件を満たす場合は、申請により、3 か月ごとの申告納入とする特例を設けています。

17 納期の特例については、特別徴収義務者となってから1年を経過という要件があるが、初年度は、適用されないということか。

A 経過措置として、平成30年6月30日以前から営業している施設については、平成31年4月から同年6月までに納税すべき宿泊税の額が30万円以下であるなどの要件を満たせば、最短で同年7月1日から特例の申請が可能となります。

18 宿泊がない月は、納入申告書の作成は必要か。1か月の内に実働がなかった場合、月計表は必要か。

A 宿泊がない月でも納入申告書の提出をお願いいたします。納入申告書の各項目には「0」と記入してください。なお、宿泊がない月は、月計表の添付は必要ありません。

19 申告額の訂正を納入後に行うことは可能か。

A 申告いただいた宿泊税額に誤りがあった場合、更正の請求をしていただいたうえで、更正を行うこととなります。

20 帳簿は、サーバー上に電子データとして保存してもよいか。紙での保管が必要か。

A 帳簿を電子データで保存することも可能ですが、その場合には申請が必要となります。詳しくは、税務課までお問い合わせください。

21 宿泊数の申告の確認はどのように行うのか。

A 必要に応じて、税務調査を行います。

22 各種申告書等の電子データを送付してほしい。

A 各種様式につきましては、本市ホームページに掲載していますので、ダウンロードの上、ご利用いただきますようお願いいたします。

23 納入に係る振込手数料の取扱いは。

A 金融機関での納入の際に係る手数料はかかりません。

24 宿泊施設を休業（廃業）する場合の手続は。

A 旅館業の許可事務を担当する本市衛生指導課に対し、休業（廃業）の手続を行ってください。その上で、宿泊税に関する手続として、宿泊施設営業休止（廃止）申告書を提出していただくこととなります。

25 宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での納入となるのか。

A 宿泊税については、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為のあった日が属する月に計上していただくこととなりますので、月をまたぐ連泊の場合は、例えば4月30日分を4月分に、5月1日分を5月分に、というふうに分けて計上してください。

26 複数の宿泊施設を管理していますが、まとめて納入することは可能ですか。東京都のように将来的に合算申告できるようにならないですか。

A 宿泊施設ごとに申告納入していただきますようお願いいたします。合算申告の予定はありません。